

恵那市プレミアム付電子商品券利用規約

(趣旨)

第1条 恵那市プレミアム付電子商品券利用規約（以下「本規約」という。）は、恵那市商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する、恵那市プレミアム付電子商品券の申込み及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 加盟店 別表「恵那市商品券事業取扱加盟店要領」に定める条件を満たす個人事業者及び法人事業者であって、市内に事業所があるものをいう。
- (2) 申込者 本規約に同意し、第3条第1項に定める申込登録を行った者をいう。
- (3) 同時申込者 申込者の家族であって、申込者によって同時申込の登録を受けた者をいう。
- (4) 利用者 商品券を購入し、利用する者をいう。
- (5) 恵那市プレミアム付電子商品券 実行委員会が定める規約その他の条件に従い、加盟店が利用者に対し発行する、加盟店との取引代金の決済に利用することができる前払式決済手段をいう。以下「商品券」という。

(商品券の購入)

第3条 商品券の購入を申し込もうとする者は、実行委員会が定める購入申込期間内において、スマートフォン、タブレット等（以下「端末」という。）により、商品券申込ページに必要な情報を入力し、登録を行うものとする。

2 前項の申込登録後、購入する権利を得た者は、実行委員会が定める購入期間内にアカウント登録を行ったうえで、商品券を購入するものとする。

3 前項の購入期間内に、商品券の購入をしなかった申込者は、購入の権利を放棄したとみなし、原則として、再度購入申込みを行うことができない。

- (1) 商品券の購入方法は、アプリ上でのクレジットカード又は Bankpay による決済若しくはコンビニエンスストアでの店頭決済等の実行委員会の指定する方法とする。
この場合において、購入者とクレジットカードの名義が異なるときは、双方の合意を得たうえで決済をするものとし、決済後に利用者等に不利益が生じた場合であっても、実行委員会は損失を補償する責任を負わない。
- (2) 商品券の申込み又は購入に要するインターネットへの接続については、申込者又は利用者の費用と責任において、通信回線・機器その他一切の手段を用意するものとする。
- (3) 利用者は、実行委員会から発行されるIDやパスワード等を厳格に管理し、第三者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正使用を防止する措置を自らの責任において行うものとする。
- (4) 利用者が18歳未満の場合にあっては、法定代理人の同意を得たうえで、商品券

を購入し、利用するものとする。

(申込及び購入の制限等)

第4条 商品券の申込み及び購入に係る制限は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商品券の購入上限は、申込者及び同時申込者1人につき、それぞれ3セットとする。
- (2) 商品券は、1台の端末につき、1つのアカウントのみ登録できるものとする。
- (3) 1人で複数台の端末を所有している場合であっても、アカウントは1つしか登録することができない。
- (4) 1台の端末で申し込むことができる人数は、申込者本人を含め、5人までとする。
- (5) 商品券の購入申込は、原則として、1人につき1回とする。
- (6) 商品券の購入申込をすることができる者は、市内在住者と市内事業所に勤務する者とする。

(払戻し)

第5条 実行委員会は、いかなる理由があっても、商品券の払戻しや換金に応じない。

(譲渡)

第6条 商品券は、第三者に譲渡することはできない。

(商品券の利用)

第7条 商品券の利用方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 利用者は、商品の購入の際に商品券での支払いを指定し、加盟店が利用者のアカウントにおいて保有する商品券の残高から当該商品の代金分を減少させることとする。
 - (2) 利用者は、当該商品券残高の減少をもって、加盟店に対する対象商品の代金支払を完了したものとして取り扱われる。
 - (3) 利用者は、購入しようとする商品の代金額が、利用者がアカウントにおいて保有する商品券の残高を超える場合には、その不足分の代金を現金で支払うことができる。
- 2 実行委員会は、利用者と加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとし、商品券を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、実行委員会は商品券の返還等を行う義務を負わず、利用者と加盟店の間で解決するものとする。
- 3 商品券は、次の各号に掲げる場合には使用することができない。
- (1) 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
 - (2) 換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙等）や定価制（たばこ等）商品の購入
 - (3) 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
 - (4) 事業資金（業者間取引）としての支払い
 - (5) 商品券を担保に供し、又は質入れすること
 - (6) 恵那市商品券事業規約第8条の取扱加盟店の責務に反する行為

(7) その他、取扱加盟店等が特に指定するもの

(個人情報の取扱い)

第8条 実行委員会は、電子商品券サービスの不正利用の調査又は犯罪捜査に必要な場合は、必要に応じ、クレジットカード会社、金融機関及び実行委員会が提携する決済代行会社又は登録店に対して、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他の必要な情報を開示することができ、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

(利用期間)

第9条 商品券の利用期間は、令和6年7月1日午前9時から令和7年1月31日までとする。ただし、利用期間の終了は、事前予告のうえ変更する場合がある。

2 未使用の商品券の残高は、利用期間の終了をもって失効する。

(反社会的勢力の排除)

第10条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に渡って該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為

(利用者の禁止行為)

第11条 利用者は次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

(1) アプリ上に表示される利用画面のキャプチャ並びに QR コードを複製し、決済を行おうとする行為。

- (2) 違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、加盟店で利用する行為
- (3) 商品券購入申込時に、実行委員会に対し虚偽又は事実と反する情報を届け出る行為
- (4) その他本規約に反すること。

(サービスの利用停止又は中止)

第12条 実行委員会は、次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し、事前に通知することなく、商品券の発行及び取引の一部若しくは全部を停止又は中止することができるものとする。この場合において、利用者は商品券の一部又は全部を利用することはできない。

- (1) 自然災害等の発行者の責によらない事由により、システムを利用することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合。
- (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合。
- (4) 利用者が商品券を違法又は不正に入手し、利用した場合、若しくはそのおそれがある場合。
- (5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合。

2 実行委員会及び加盟店は、前項の規定に基づき実施した措置により、利用者に損害が生じた場合には、一切の責任を負わないものとする。

(連絡、通知)

第13条 本規約の変更に関する通知その他実行委員会から利用者に対する連絡又は通知は、Web サイト上への掲載、その他実行委員会で定める方法で行うものとする。

(免責)

第14条 実行委員会又は加盟店は、本規約第11条に規定する禁止行為その他商品券を不正に利用する行為を利用者が行ったとき又はその恐れがあると認めたときは、利用者による商品券の利用を認めない場合がある。

- 2 利用者が購入コードの紛失その他の理由により第三者に利用されるなどして商品券を失った場合において、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者は、本規約に違反したことにより実行委員会又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとする。
- 4 実行委員会は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。
- 5 実行委員会は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラー、バグ、権利侵害等を含む。)がないことを明示的にも黙示的にも保証していないため、利用者に対して、瑕疵を除去してサービスを提供する義務を負わないものとする。